

鹿児島工業高等専門学校キャリア支援室規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、キャリア支援室を置く。

(キャリア支援室の目的)

第2条 キャリア支援室は、本校における学生の多様なキャリア形成を図り、就職活動を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 キャリア支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本校におけるキャリア支援に係る活動の取りまとめに関すること。
- (2) キャリア支援に関する中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (3) キャリア支援に関する点検及び評価に関すること。
- (4) その他キャリア支援に関すること。

(組織)

第4条 キャリア支援室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) その他校長が必要と認める職員
- 2 前項の職員に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程に定めるところによる。

(事務)

第5条 キャリア支援室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、キャリア支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。